企業向けの主な補助、支援事業

企業向け資金繰り関連事業を中心に

経済産業省などが発表している企業向けの補助、支援事業をまとめた。弊紙5月1日号では「小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）」「サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）」「ものづくり・商業・サービス補助金（ものづくり補助金）」「中小企業等事業再構築促進事業」など、経営環境関連の事業を取り上げたが、今回は企業を対象とした資金繰り関連の事業を中心に掲載した。問い合わせ先やQRコードなども掲載しているので、先述の4事業とともに活用の手引きとしていただきたい。なお、情報は7月12日時点のものである。

▼先述４事業の詳細、問い合わせ先

ＩＴ導入補助金

持続化補助金（低感染リスク型）

中小企業等事業再構築促進事業

ものづくり補助金

事業承継・事業引継ぎ推進事業

新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、地域の貴重な経営資源を散逸させることなく、次世代へ引き継ぐため、事業承継・引継ぎを支援するとともに、事業承継・引継ぎ後に行う新たな取組等を支援します。

１．事業承継・引継ぎ補助金

事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組（設備投資、販路開拓等）や廃業に係る費用、事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用（仲介手数料、デューデリジェンス費用、企業概要書作成費用等）の一部を補助します。

支援類型		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助				
創業支援型	他の事業者が保有している経営資源を引き継いで創業した事業者への支援	2/3	400万円	200万円
経営者交代型	親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	400万円	200万円
M&A型	M&A（株式譲渡、事業譲渡等）により経営資源を引き継いだ事業者への支援	2/3	800万円	200万円
②事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助				
専門家活用型		2/3	400万円	200万円（売り手のみ）

また、中小企業が事業承継・引継ぎを検討する機会を提供する説明会等の実施を支援します。 ※説明会等の開催方法等については、開催時における政府や開催地自治体のイベント開催に関する方針に従うこととします。

２．承継トライアル実証事業

実証事業により、後継者に求められる素養・能力と、それらを習得するために必要な後継者教育の型を明らかにします。

３．事業引継ぎ支援センターの支援体制の整備

事業者のニーズに対して適切な相談対応やマッチング支援を行うため、全国47都道府県の事業引継ぎ支援センターの支援体制を整備します。

＜支援内容＞
① 事業引継ぎに関する経営上の課題抽出と解決に向けたサポート、情報提供
② 後継者不在企業と引継ぎ希望企業／創業希望者とのマッチング支援
③ 事業引継ぎを行う金融機関、仲介業者等の登録機関への紹介
④ 専門家派遣による利用企業へ寄り添った最適な支援

【お問合せ先】
同事業ホームページ(https://jsh.go.jp/r2h/)
03−6625−8045(専門家活用)
03−6625−8046(経営革新)

●事業承継・事業引継ぎ推進事業　新型コロナウイルス感染症の影響下でも、地域の経営資源を次世代に引き継ぐため、事業承継、引き継ぎ後に行う新たな取り組みを支援する事業

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による衛生環境激変対策特別貸付

衛生環境激変対策特別貸付とは？
感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】
新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方
①最近１ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】 運転資金

【融資限度額】 別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】 基準金利：1.86%
ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－0.9%
※３月１日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】７年以内（うち据置期間２年以内）

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】
平日のご相談
日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827
土曜日のご相談
日本公庫：0120-112476（国民生活事業）
：0120-327790（中小企業事業）
沖縄公庫：0120-981-827

●衛生環境激変対策特別貸付　感染症等による衛生環境の変化に起因し、業況悪化から資金繰りに苦慮している旅館業、飲食店および喫茶店営業者が主な対象となる特別貸し付け制度

危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種※の事業者を対象に「危機関連保証」(借入債務の100%を保証）として、最近１カ月の売上高が前年同月比▲15%以上減少等する中小企業・小規模事業者に対して、更なる別枠（2.8億円）を措置。
※一部保証対象外の業種があります。詳しくは最寄りの信用保証協会にご相談ください。

これにより、セーフティネット保証枠と併せて、最大5.6億円の信用保証別枠を確保

【イメージ図】
一般保証枠（2.8億円） ＋ SN保証枠（2.8億円） ＋ 危機関連保証枠（2.8億円）
SN保証枠：4号：100%保証（全都道府県）／5号：80%保証（指定業種）／別枠（2.8億円）は共有
危機関連保証枠：100%保証（全国・全業種）
※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。
※保証割合は、金融機関からの借入債務に対して信用保証協会が保証する割合です。

※ご利用手続の流れ等はセーフティネット保証と同様です。
※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

【お問合せ先】
中小企業金融相談窓口　0570-783183
※平日・土日祝日 9:00～17:00
※実際の融資の相談・申込については、お取引のある又はお近くの金融機関にご相談ください。

【最寄りの信用保証協会】
右のQRコードよりご確認いただけます。
➡ 土日・祝日の連絡先については、４ページ「土日・祝日のご相談」をご確認ください。

●危機関連保証　最近1カ月の売上高が前年同月比15%以上減少した事業者に対し、「危機関連保証」として信用保証枠を設ける措置

セーフティネット保証４号・５号

セーフティネット保証とは？
経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号
幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。
※最近１ヶ月の売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号
特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、４号と同枠）で借入債務の80%を保証。
※最近１ヶ月の売上高が前年同月比▲５%以上減少等の場合

※３月13日から、業歴３ヶ月以上１年１ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等）
※新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制等に伴う影響等を受けている事業者等について、認定基準の運用を緩和(「最近1ヶ月」を「最近６ヶ月」等での比較)

※４号の対象地域及び5号の対象業種は？
◆ SN４号：令和２年３月２日に全都道府県を対象に指定しました。
◆ SN５号：令和３年７月３１日まで全業種を指定。
令和３年８月１日以降については、以下をご覧ください。
(https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm)
※掲載は７月下旬頃を予定しております。

※ご利用手続の流れ（４号・５号）
①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
②対象となる中小企業者の方は本店等(個人事業主の方は主たる事業所)所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。
※認定書の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。ご利用に当たっては、認定の取得前にあらかじめ取引のある又はお近くの金融機関へご相談ください。
※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

●セーフティネット保証４号・５号　経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする支援制度

新型コロナ特例リスケジュール

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会※が、令和２年４月より、窓口相談や金融機関との調整を含めた特例リスケジュール計画策定支援を開始したところですが、新型コロナの影響の長期化に鑑み、ポストコロナに向けた取組を後押しするため、令和３年４月以降も引き続き本支援を実施します。

新型コロナウイルス感染症特例リスケジュールとは？

①一括して既存債務の元金返済猶予要請
資金繰りに悩む中小企業者に代わり、主要債権者の支援姿勢を確認の上で、一括して１年間の元金返済猶予の要請を実施します。

②資金繰り計画策定における金融機関調整
中小企業者と主要債権者が作成する資金繰り計画等（※）の策定を支援します。複数の既往債権者が存在する場合、新規融資を含めた金融機関調整を行った上で、既往債権者の合意形成をサポートします。
（※ 中小企業者の希望に応じ、ポストコロナに向けた行動計画（事業継続アクションプラン）の策定支援も行っています。）

③資金繰りの継続サポート
計画成立後も、毎月資金繰りを継続的にチェックし、適宜助言します。
（①～③における中小企業者の費用は原則不要です。
中小企業者の状況に応じ、②において一部費用負担が生じる可能性もありますが、その場合でも国がその費用の一部を負担（支援）します。）

事業改善まで一貫してサポート
特例リスケ支援後、本格的な再生支援を希望する中小企業者に改めて、リスケジュール計画を含む再生支援を実施します（※）。事業再生計画策定に必要な費用（DD費用等）については、一部国が負担（支援）します。
※中小企業者の状況に応じ、再度の特例リスケ支援を実施することも可能です。

※中小企業再生支援協議会とは
中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」として47都道府県に設置されている、**地域における再生支援のプラットフォーム**です。平成15年の設置以来、累計で49,000件以上の相談実績、15,000件以上の支援完了実績があります。

【お問合せ先】
中小企業金融相談窓口：0570-783183
最寄りの中小企業再生支援協議会
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyogikai_ichiran.htm
※ また、同じく資金繰り改善を目指す事業として、
民間の支援者と共に経営改善を図りたい方向けに、ポストコロナ持続的発展計画事業を開始しました。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/index.htm

●新型コロナ特例リスケジュール　新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業に対し、ポストコロナを見据えた窓口相談や金融機関との調整を含む、特例リスケジュール計画の策定を支援する

特別利子補給制度（実質無利子）

日本政策金融公庫等の**「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等**若しくは商工中金等による**「危機対応融資」**により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、最長3年間分の利子相当額を一括で助成します。**公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。**
１月22日から、補給対象貸付上限額を拡充。

【適用対象】
日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等で、特別貸付等の申込を行なった際の最近１か月等(注)、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近１か月から遡った６か月間の平均売上高と前３年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方

①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）　：要件なし
②小規模企業者（法人事業者）　：売上高▲15%減少
③中小企業者等（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少
（注）最近１ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上１ヵ月未満の任意の期間における売上高

【利子補給】
・期間：借入後当初３年間（最長）
・補給対象貸付上限額：中小事業・商工中金等３億円（拡充前２億円）、国民事業6,000万円（拡充前4,000万円）
※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

※業歴が３か月以上を有する創業間もない方や、１年以内に店舗拡大等を行った方は、前年又は前々年ではなく、過去３か月（最近１か月含む）の平均額・令和元年12月・令和元年10月～12月の平均額のうちいずれかの売上高と比較できます。

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

【詳細】
（独）中小企業基盤整備機構ＨＰ（特別利子補給制度特設ページ）
https://tokubetsu-riho.jp/
【お問合せ先】
（独）中小企業基盤整備機構
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局　0570-060515
【受付時間】平日・土日祝日 9:00～17:00

●特別利子補給制度　右記のいずれかの借り入れを行った事業者のうち、売上高が急減した事業者などに対し、最長3年間分の利子相当額を一括で助成する

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス対策マル経融資

※新型コロナウイルス対策マル経に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会等による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置
別枠1,000万円の範囲内で当初３年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で３年以内、設備資金で４年以内に延長。

【ご利用いただける方】
①最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して５%以上減少している小規模事業者の方
②前３年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が、次のいずれかと比較して５%以上減少している方
a 過去３ヶ月（最近１ヶ月を含む。）の平均売上高
b 令和元年12月の売上高
c 令和元年10月～12月の平均売上高
（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）
【融資限度額】別枠1,000万円
【金利】1.21%（令和３年３月１日時点）より当初３年間、▲0.9%
※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※前３年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近１ヵ月間等の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

【お問合せ先】
日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所
※経済産業省ＨＰ特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。
土日・祝日の連絡先については、4ページ「土日・祝日のご相談」を御確認ください。

●日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス対策マル経融資　生活衛生関係の事業を営む小規模事業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度

日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付

※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の３年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長５年。**１月22日から利下げ限度額を拡充。**

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方
①最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高が前３年のいずれかの年の同期と比較して５%以上減少した方
②業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近１ヵ月間等（注）の売上高又は過去６ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴６ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して５%以上減少している方
a 過去３ヵ月（最近１ヵ月を含む。）の平均売上高
b 令和元年12月の売上高
c 令和元年10月～12月の平均売上高
※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。
（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上１ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金の使いみち】運転資金、設備資金（いずれもコロナの影響により必要となる資金に限る）
【既往債務の借換】公庫の既往債務の借換も可 **【担保】**無担保
【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**５年以内
【融資限度額（別枠）】中小事業６億円、国民事業8,000万円
【利下げ限度額】中小事業３億円、国民事業6,000万円
【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.26%→0.36%
※金利は３月１日時点、貸付期間５年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近１ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。
※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。
※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

【お問合せ先】
平日のご相談 日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505 / 沖縄公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-981-827
土曜日のご相談 日本公庫：0120-112476（国民）、0120-327790（中小） / 沖縄公庫：0120-981-827

●日本政策金融公庫及び沖縄公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付　担保の有無によらず一律金利とし、融資後の3年間まで0・9%の金利引き下げを実施する。据置期間は最長5年